

接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>（機能）（略）</p> <p>第四条（略）</p> <table border="1" data-bbox="853 264 957 1164"> <tr> <td>機能の区分</td> <td>（略）</td> <td>内容</td> <td>（略）</td> <td>対象設備</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>一 表一の項の光信号端末回線伝送機能及び表六の項の光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとして区分を行うものとする。</p> <p>二 表六の項の機能（中継伝送共用機能を除く。）は、対象設備が事業者の建物内に設置される場合におけるものと建物外に設置される場合におけるものとして区分を行うものとする。</p>	機能の区分	（略）	内容	（略）	対象設備	（略）	<p>（機能）（略）</p> <p>第四条（略）</p> <table border="1" data-bbox="853 1216 957 2116"> <tr> <td>機能の区分</td> <td>（略）</td> <td>内容</td> <td>（略）</td> <td>対象設備</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	機能の区分	（略）	内容	（略）	対象設備	（略）
機能の区分	（略）	内容	（略）	対象設備	（略）								
機能の区分	（略）	内容	（略）	対象設備	（略）								